【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成24年４月９日
【会社名】	福井コンピュータ株式会社
【英訳名】	FUKUI COMPUTER.,Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　小林 徳也
【本店の所在の場所】	福井県福井市高木中央１丁目2501番地
【電話番号】	０７７６（５３）９２００（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長　林 治克
【最寄りの連絡場所】	福井県福井市高木中央１丁目2501番地
【電話番号】	０７７６（５３）９２００（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長　林 治克
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年４月９日開催の取締役会において、平成24年７月２日付予定で会社分割（簡易新設分割）により子会社を設立するとともに、持株会社制へ移行することを決議いたしました。なお、同日付で当社は福井コンピュータホールディングス株式会社へ商号変更を行う予定であります。これに伴い、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 新設分割の目的

昨今の日本経済は、平成23年３月に起きた東日本大震災とその後の復興活動が進む中、未だくすぶる欧州債務危機を主因とする景気減速懸念や、高騰し続ける商品市況と不安定な為替リスクの伴う金融市場を背景に、大変厳しい状況下にあるといえます。また、建設業界は民間建設投資に一部持ち直しの兆しが見られたものの、震災関連を除く公共投資は低調に推移し、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、各事業の独立採算意識の向上や、権限委譲の推進により、今後さらにめまぐるしく変化する経営環境において、迅速かつ的確に判断・対応し、各事業のさらなる競争力を高め、責任体制の明確化を図るとともに、さらなる成長と収益の確保をめざすものとして、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

(2) 新設分割について

① 新設分割の方法

当社を「分割会社」とし、新たに設立する福井コンピュータアーキテクト株式会社と福井コンピュータ株式会社を「承継会社」とする簡易新設分割です。

なお、当社は、来る平成24年６月開催予定の定時株主総会で商号を「福井コンピュータ株式会社」から「福井コンピュータホールディングス株式会社」に変更する定款の一部変更を付議する予定であります。

（注）１．本件分割は、会社法第805条の規定（簡易新設分割）に基づき、株主総会の承認を得ることなく行います。
２．株券は不発行といたします。

② 新設分割に係る割当ての内容

本件分割に際して、新設会社が発行する普通株式は下記のとおり当社に割り当てられます。

福井コンピュータアーキテクト株式会社　200,000株
福井コンピュータ株式会社　200,000株

③ その他の新設分割計画の内容

当社が平成24年４月９日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は、後記新設分割計画書のとおりです。

④ 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割設立会社は本件分割に際して前記のとおり普通株式を発行し、その全てを当社に交付いたします。

本件分割に際して当社に交付される本新設分割設立会社の株式の数につきましては、本分割は単独新設分割であることから、交付される株式の数によって当社と本新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められます。

また、新設分割設立会社の設立時における純資産が零未満であることから、会社計算規則第49条第２項の規定に基づき、資本金の額等を決定いたしました。

⑤ 新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	福井コンピュータアーキテクト株式会社
本店の所在地	福井県坂井市丸岡町磯部福庄第５号６番地
代表者の氏名	代表取締役社長　宮越 進一
資本金の額	0円
純資産の額	△110百万円
総資産の額	790百万円
事業の内容	建築ＣＡＤソフトウェアの開発・販売

商号	福井コンピュータ株式会社
本店の所在地	福井県坂井市丸岡町磯部福庄第５号６番地
代表者の氏名	代表取締役社長　杉田 直
資本金の額	0円
純資産の額	△306百万円
総資産の額	592百万円
事業の内容	土木測量ＣＡＤソフトウェアの開発・販売

※ 会社分割の効力発生日である平成24年７月２日において、分割する資産、負債及び権利義務が最終的に決定される予定であり、上記金額は平成24年４月９日現在の見込みです。

新設分割計画書

福井コンピュータ株式会社（平成24年７月２日付で商号を「福井コンピュータホールディングス株式会社」に変更予定。以下「当社」という。）は、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

（新設分割）

第１条 当社は、当社の建築ＣＡＤ事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第４条に定める権利義務を分割により新たに設立する会社（以下「新設会社」という。）に承継させるために、本計画書の定めるところにより、新設分割（以下「本件分割」という。）を行う。

（新設会社の定款で定める事例等）

第２条 新設会社の本店の所在地は、福井県坂井市丸岡町磯部福庄第５号６番地とし、新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙１「定款」のとおりとする。

（新設会社の設立時役員等の氏名または名称）

第３条 新設会社の次の各号に掲げる設立時役員等の氏名または名称は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 設立時取締役　宮越進一、谷口博幸、佐藤浩一、小島不二宣、蕗野勝

(2) 設立時監査役　林治克

（新設会社に承継する権利義務）

第４条 本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙２「承継する権利義務等の明細」に定めるところによる。なお、新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

資産の項目	帳簿価額	負債の項目	帳簿価額
流動資産	772百万円	流動負債	900百万円
固定資産	17百万円		
合計	790百万円	合計	900百万円

（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

第５条 新設会社は、本件分割に際して普通株式200,000株を発行し、そのすべてを前条に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

（新設会社の資本金および準備金の額等に関する事項）

第６条 新設会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

(1) 設立時資本金額　0円

(2) 設立時資本準備金額　0円

(3) 設立時資本剰余金額　0円

(4) 設立時利益準備金額　0円

(5) 設立時その他利益剰余金額　△110百万円

（分割期日）

第７条 会社法第924条第１項第１号に基づき当社が定める日（以下「分割期日」という。）は平成24年７月２日とし、同日から２週間以内に新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続きの進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

（競業避止業務の免除）

第８条 当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行う事ができる。

（分割条件の変更および本件分割の中止）

第９条 本計画書作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

（本計画書に定めのない事項）

第10条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成24年４月９日

福井県福井市高木中央１丁目2501番地
福井コンピュータ株式会社
代表取締役　小林 徳也

〔別紙１：福井コンピュータアーキテクト株式会社〕

福井コンピュータアーキテクト株式会社 定款

平成24年７月２日会社設立

定款

第１章 総則

（商号）
第１条 当会社は、福井コンピュータアーキテクト株式会社と称する。
英文字ではFUKUI COMPUTER ARCHITECT. Inc.と表示する。

（目的）
第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．コンピュータのソフトウエア開発および販売
２．コンピュータの販売
３．事務用機器の販売
４．建築の設計、建物の監理業務
５．事務用品の販売
６．コンピュータに関する調査・研究・教育およびコンサルティングの事業
７．コンピユータを使用する情報サービスの事業
８．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を福井県坂井市に置く。

（機関）
第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査役

（公告方法）
第５条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第２章 株式

（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は、600,000株とする。

（株式の譲渡制限）
第７条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

第３章 株主総会

（株主総会の招集）
第８条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
２．当会社の株主総会は福井県で開催する。

（定時株主総会の基準日）
第９条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者および議長）
第10条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第11条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第13条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章 取締役および取締役会

（員数）
第14条 当会社の取締役は７名以内とする。

（選任方法）
第15条 取締役は、株主総会において選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第16条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）
第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第18条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（代表取締役および役付取締役）

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（相談役または顧問の委嘱）

第20条 取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問を置くことができる。

（取締役会の決議方法）

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２．当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

（取締役会規則）

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第５章 監査役

（員数）

第25条 当会社の監査役は、３名以内とする。

（選任方法）

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第27条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章 計算

（事業年度）
第29条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第30条 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第31条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金等の除斥期間）
第32条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（設立に際して発行する株式）
第１条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、200,000株とする。

（最初の営業年度）
第２条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から、平成25年３月31日までとする。

（最初の取締役および監査役）
第３条 当会社の取締役および監査役は、次のとおりとする。
取締役　宮越 進一
取締役　谷口 博幸
取締役　佐藤 浩一
取締役　小島 不二宣
取締役　蕗野 勝
監査役　林 治克

（株主の氏名、住所および引受株式数）
第４条 当会社の株主の氏名、住所および株主が引き受けた株式の数は、次のとおりである。
福井コンピュータ株式会社
（平成24年７月２日付で商号を「福井コンピュータホールディングス株式会社」に変更予定。）
福井県福井市高木中央１丁目2501番地
200,000株

以 上

〔別紙２：福井コンピュータアーキテクト株式会社〕

承継する権利義務等の明細

新設分割設立会社の成立の日において、新設分割設立会社が本件分割により当社から承継する権利義務については、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち、資産および債務その他の負債（以下単に「負債」という。）については、平成23年12月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに新設分割設立会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で決定する。

上記にかかわらず、法人格が変わることに対して移転が認められないもの、契約上移転できないもの、もしくは許認可の再取得や契約の再締結が必要なもののうち本件分割の日までに対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外する。

１ 資産

新設分割設立会社は、次に掲げる資産（下記３に規定する知的財産権を除く。）を承継するものとする。

(1) 本件事業に属する現金及び預金（運転資金として必要な相当額）、売掛金（貸倒引当金を含む）、製品、貯蔵品、仕掛品、前払費用の一切。

(2) 本件事業に属するソフトウェア、長期営業債権（貸倒引当金を含む）の一切。

２ 負債

新設分割設立会社は、本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、賞与引当金、役員賞与引当金の一切を承継するものとする。

３ 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）は、新設分割設立会社に承継されない。ただし、新設分割設立会社の成立の日において当社が所有し、本件事業に必要であると当社が認める知的財産権については、当社が新設分割設立会社にその実施権または使用権を付与する。

４ 雇用契約以外の契約上の地位等

(1) 新設分割設立会社は、本件事業に属する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約（知的財産権その他上記１または２において当社から新設分割設立会社に承継されない資産または負債に係る契約を除く。）における契約上の地位およびこれらの契約に付随する権利義務を承継する。ただし、これらの契約のうち、当社の本件事業以外の事業に関わる契約については、本件事業に関わる部分についてのみ承継される。

(2) 上記(1)の規定は雇用契約については、適用しない。

５ 雇用契約等

(1) 新設分割成立会社は、本件分割により新設分割設立会社の成立の日において、主として本件事業に従事する従業員との間の雇用契約を当社から承継する。

(2) 新設分割設立会社は、本件分割により新設分割設立会社の成立の日において、従として本件事業に従事する従業員のうち、本件事業に必要なものと当社が認める従業員については、当該各従業員の同意を得た上で、当該従業員との間の雇用契約を当社から承継する。

６ 許認可等

新設分割設立会社は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについて承継するものとする。

以 上

新設分割計画書

福井コンピュータ株式会社（平成24年７月２日付で商号を「福井コンピュータホールディングス株式会社」に変更予定。以下「当社」という。）は、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

（新設分割）

第１条 当社は、当社の土木測量ＣＡＤ事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第４条に定める権利義務を分割により新たに設立する会社（以下「新設会社」という。）に承継させるために、本計画書の定めるところにより、新設分割（以下「本件分割」という。）を行う。

（新設会社の定款で定める事例等）

第２条 新設会社の本店の所在地は、福井県坂井市丸岡町磯部福庄第５号６番地とし、新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙３「定款」のとおりとする。

（新設会社の設立時役員等の氏名または名称）

第３条 新設会社の次の各号に掲げる設立時役員等の氏名または名称は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 設立時取締役　杉田直、橋本彰、岩田尚士、田辺竜太、蕗野勝

(2) 設立時監査役　林治克

（新設会社に承継する権利義務）

第４条 本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙４「承継する権利義務等の明細」に定めるところによる。なお、新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

資産の項目	帳簿価額	負債の項目	帳簿価額
流動資産	542百万円	流動負債	899百万円
固定資産	49百万円		
合計	592百万円	合計	899百万円

（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

第５条 新設会社は、本件分割に際して普通株式200,000株を発行し、そのすべてを前条に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

（新設会社の資本金および準備金の額等に関する事項）

第６条 新設会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

(1) 設立時資本金額　0円

(2) 設立時資本準備金額　0円

(3) 設立時資本剰余金額　0円

(4) 設立時利益準備金額　0円

(5) 設立時その他利益剰余金額　△306百万円

（分割期日）

第７条 会社法第924条第１項第１号に基づき当社が定める日（以下「分割期日」という。）は平成24年７月２日とし、同日から２週間以内に新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続きの進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

（競業避止業務の免除）

第８条 当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行う事ができる。

（分割条件の変更および本件分割の中止）

第９条 本計画書作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

（本計画書に定めのない事項）

第10条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

平成24年４月９日

福井県福井市高木中央１丁目2501番地
福井コンピュータ株式会社
代表取締役　小林 徳也

〔別紙３：福井コンピュータ株式会社〕

福井コンピュータ株式会社 定款

平成24年７月２日会社設立

定款

第１章 総則

（商号）
第１条 当会社は、福井コンピュータ株式会社と称する。
英文字ではFUKUI COMPUTER．Inc.と表示する。

（目的）
第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．コンピュータのソフトウエア開発および販売
２．コンピュータの販売
３．事務用機器の販売
４．計測機器の販売
５．事務用品の販売
６．コンピュータに関する調査・研究・教育およびコンサルティングの事業
７．コンピユータを使用する情報サービスの事業
８．前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を福井県坂井市に置く。

（機関）
第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査役

（公告方法）
第５条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第２章 株式

（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は、600,000株とする。

（株式の譲渡制限）
第７条 当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

第３章 株主総会

（株主総会の招集）

第８条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

２．当会社の株主総会は福井県で開催する。

（定時株主総会の基準日）

第９条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者および議長）

第10条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第11条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第13条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章 取締役および取締役会

（員数）

第14条 当会社の取締役は７名以内とする。

（選任方法）

第15条 取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第16条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第17条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第18条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（代表取締役および役付取締役）

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（相談役または顧問の委嘱）

第20条 取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問を置くことができる。

（取締役会の決議方法）

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２．当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

（取締役会規則）

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第５章 監査役

（員数）

第25条 当会社の監査役は、３名以内とする。

（選任方法）

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第27条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章 計算

（事業年度）
第29条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第30条 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）
第31条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金等の除斥期間）
第32条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（設立に際して発行する株式）
第１条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、200,000株とする。

（最初の営業年度）
第２条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から、平成25年３月31日までとする。

（最初の取締役および監査役）
第３条 当会社の取締役および監査役は、次のとおりとする。
取締役　杉田 直
取締役　橋本 彰
取締役　岩田 尚士
取締役　田辺 竜太
取締役　蕗野 勝
監査役　林 治克

（株主の氏名、住所および引受株式数）
第４条 当会社の株主の氏名、住所および株主が引き受けた株式の数は、次のとおりである。
福井コンピュータ株式会社
（平成24年７月２日付で商号を「福井コンピュータホールディングス株式会社」に変更予定。）
福井県福井市高木中央１丁目2501番地
200,000株

以 上

〔別紙４：福井コンピュータ株式会社〕

承継する権利義務等の明細

新設分割設立会社の成立の日において、新設分割設立会社が本件分割により当社から承継する権利義務については、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち、資産および債務その他の負債（以下単に「負債」という。）については、平成23年12月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに新設分割設立会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で決定する。

上記にかかわらず、法人格が変わることに対して移転が認められないもの、契約上移転できないもの、もしくは許認可の再取得や契約の再締結が必要なもののうち本件分割の日までに対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外する。

１ 資産

新設分割設立会社は、次に掲げる資産（下記３に規定する知的財産権を除く。）を承継するものとする。

(1) 本件事業に属する現金及び預金（運転資金として必要な相当額）、売掛金（貸倒引当金を含む）、商品、製品、貯蔵品、仕掛品、前払費用の一切。

(2) 本件事業に属するソフトウェア、のれん、長期営業債権（貸倒引当金を含む）の一切。

２ 負債

新設分割設立会社は、本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、賞与引当金、役員賞与引当金の一切を承継するものとする。

３ 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権（以下「知的財産権」という。）は、新設分割設立会社に承継されない。ただし、新設分割設立会社の成立の日において当社が所有し、本件事業に必要であると当社が認める知的財産権については、当社が新設分割設立会社にその実施権または使用権を付与する。

４ 雇用契約以外の契約上の地位等

(1) 新設分割設立会社は、本件事業に属する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約（知的財産権その他上記１または２において当社から新設分割設立会社に承継されない資産または負債に係る契約を除く。）における契約上の地位およびこれらの契約に付随する権利義務を承継する。ただし、これらの契約のうち、当社の本件事業以外の事業に関わる契約については、本件事業に関わる部分についてのみ承継される。

(2) 上記(1)の規定は雇用契約については、適用しない。

５ 雇用契約等

(1) 新設分割成立会社は、本件分割により新設分割設立会社の成立の日において、主として本件事業に従事する従業員との間の雇用契約を当社から承継する。

(2) 新設分割設立会社は、本件分割により新設分割設立会社の成立の日において、従として本件事業に従事する従業員のうち、本件事業に必要なものと当社が認める従業員については、当該各従業員の同意を得た上で、当該従業員との間の雇用契約を当社から承継する。

６ 許認可等

新設分割設立会社は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なものについて承継するものとする。

以 上